

(報告事項イ)

個人情報保護制度の運用状況について

1 条例・規則改正

個人情報保護制度に関連する条例・規則の改正について報告するものです。

(1) 松本市個人情報保護条例（令和4年条例第38号）の一部改正

懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑を創設する刑法改正（令和7年6月施行）に合わせ、個人情報保護条例の規定を変更（「懲役」→「拘禁刑」）する一部改正を行いました（施行日：令和7年6月1日）。

改正前	改正後
○松本市個人情報保護条例 附 則 (経過措置) 2 [略] 3 [略] 4 この条例の施行の際現に旧条例第2条第4号に規定する実施機関の職員若しくは実施機関の職員であった者又は旧条例第13条第2項に規定する受託業務等に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由なく、個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第50条第2項に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以後に提供したときは、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。 5 前項に規定する者が、施行日前にその業務に関して知り得た公文書に記録されている個人情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。 6 [略] 7 [略]	○松本市個人情報保護条例 附 則 (経過措置) 2 [同左] 3 [同左] 4 この条例の施行の際現に旧条例第2条第4号に規定する実施機関の職員若しくは実施機関の職員であった者又は旧条例第13条第2項に規定する受託業務等に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由なく、個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第50条第2項に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以後に提供したときは、2年以下の拘禁刑又は1,000,000円以下の罰金に処する。 5 前項に規定する者が、施行日前にその業務に関して知り得た公文書に記録されている個人情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は500,000円以下の罰金に処する。 6 [同左] 7 [同左]

8 [略]	8 [同左]
9 [略]	9 [同左]
10 [略]	10 [同左]

(2) 松本市個人情報保護条例施行規則（令和5年規則第9号）の一部改正

健康保険被保険者証の新規発行停止に合わせ、健康保険被保険者証に係る規定の削除と、様式第2号の2中委任代理人が請求する場合の添付資料に住民票の写しを追加する一部改正を行いました（様式の詳細は別紙のとおり。施行日：令和7年1月1日）。

改正前	改正後
<p>(開示等の請求)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 前項に規定する請求書を提出する場合は、運転免許証、<u>旅券、健康保険の被保険者証</u>その他本人であることを証する書類（以下「本人確認書類」という。）を提示又は提出しなければならない。ただし、当該請求書を郵送により提出する場合は、次に掲げる書類を請求書に添えて提出するものとする。</p> <p>(1) <u>松本市個人情報郵送開示請求・開示文書郵送申出書</u>（様式第2号の2）</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>(開示等の請求)</p> <p>第4条 [同左]</p> <p>2 前項に規定する請求書を提出する場合は、運転免許証、<u>旅券その他本人であることを証する書類</u>（以下「本人確認書類」という。）を提示又は提出しなければならない。ただし、当該請求書を郵送により提出する場合は、次に掲げる書類を請求書に添えて提出するものとする。</p> <p>(1) <u>松本市保有個人情報郵送開示請求・開示文書郵送申出書</u>（様式第2号の2）</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>3 [同左]</p>

2 情報公開制度の電子化

公文書公開制度においては、書面による請求書の提出に替えて、電磁的記録を送信する方法（現在はL o g oフォーム上）による公文書公開請求を可能としています。この場合であっても、決定通知書や該当公文書の写しの送付は郵送によることが必要となっていました。令和6年10月からL o g oフォーム上で決定通知書及び該当公文書の写しを受け取ることを可能とするよう、情報公開制度の電子化を行いました。

一方、個人情報の開示請求については、請求者の厳格な本人確認が必要であると考えることから、電磁的記録を送信する方法による開示請求については慎重に検討を進めています。

3 研修の実施

松本市個人情報保護条例第3条第4項に規定する個人情報取扱事務従事者への研修について、報告するものです。

(1) 実施日時

令和7年2月14日（金）～令和7年3月6日（木）

(2) 研修方法

個人情報取扱事務従事者その他受講希望者に対し、各自で個人情報保護制度についての動画を視聴してもらう方法

(3) 研修参加者

217名（動画視聴者152人、資料のみ閲覧56人、未回答9人）

(4) 研修内容

ア 個人情報保護制度の概要

イ 具体的な実務上の変化及び留意事項

(5) 今後の予定

毎年度、同様の研修を実施する予定です。